

鎌倉市告示第252号

鎌倉市開発事業に関する技術的細目についての告示(平成15年3月告示第222号)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行します。

令和8年3月12日

鎌倉市長 松尾 崇



第2条及び第3条を削り、第4条を第2条とする。

第5条第1項第4号ウ中「第9図」を「第2図」に改め、同号キ中「第10図」を「第3図」に改め、同項第8号中「第11図」を「第4図」に、「第12図」を「第5図」に改め、同条を第3条とする。

第5条の2中「第12図の2」を「第6図」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項第4号中「第13図」を「第7図」に、「第14図」を「第8図」に改め、同条第2項第6号及び第7号中「第15図」を「第9図」に改め、同条を第7条とする。

第9条第2項中「第16図」を「第10図」に改め、同条を第8条とする。

別表第1を削り、別表第2中「第7条」を「第6条」とし、同表を別表とする。

第2図から第8図までを削る。

第9図中「第5条」を「第3条」に改め、同図を第2図とする。

第10図中「第5条」を「第3条」に改め、同図を第3図とする。

第11図中「第5条」を「第3条」に改め、同図を第4図とする。

第12図中「第5条」を「第3条」に改め、同図を第5図とする。

第12図の2中「第5条の2」を「第4条」に改め、同図を第6図とする。

第13図中「第8条」を「第7条」に改め、同図を第7図とする。

第14図中「第8条」を「第7条」に改め、同図を第8図とする。

第15図中「第8条」を「第7条」に改め、同図を第9図とする。

第16図中「第9条」を「第8条」に改め、同図を第10図とする。